

# 告知なしで カンタンに入る 女性のための保険



無告知型女性特有疾病一時金保険

POINT  
1

女性特有の7つの  
病気を保障

POINT  
2

医師の診査や健康告知は  
必要ありません

POINT  
3

保険料は全年齢共通  
20歳から79歳までの方がお申込みできます



お手頃な保険料

月払 **400円**

(年払 4,000円)

〈全年齢共通〉



さくら少額短期保険株式会社

## 「なでしこ保険」の保障内容

## ■ 女性特有疾病一時金

女性特有の7つの病気を保障します!

お支払いする疾病	お支払いする場合	お支払いする金額
① 乳がん ② 子宮頸がん ③ 子宮体がん ④ 卵巣がん ⑤ 子宮平滑筋腫 ⑥ 子宮内膜症 ⑦ 卵巣のう腫	左記7種の疾病のいずれかと診断確定され、かつ、当該疾病を直接の原因として次のいずれかに該当したとき 【初回】 初めて治療を受けたとき 【2回目以降】前回の支払事由が発生した日から起算して180日を経過した日以降に入院した場合	50,000円

## ■ 割増一時金

年代別にリスクが高い病気を倍額保障します!

お支払いする疾病	お支払いする場合	お支払いする金額
20~29歳 子宮頸がん 卵巣のう腫 子宮内膜症	女性特有疾病一時金が支払われる場合で、年代別に定めた特定3種の疾患に該当したとき なお、年代の判定にあたっては治療または入院を開始した時点の年齢を用います	さらに上乗せ 50,000円



倍額保障!! 合計 100,000円

## ■ 保障対象者

日本国内に居住している満20歳から79歳までの女性の方。  
なお、ご契約の更新は、満79歳までとなります。

## ■ 保険期間

保険期間は1年です。

## ■ お支払い限度額

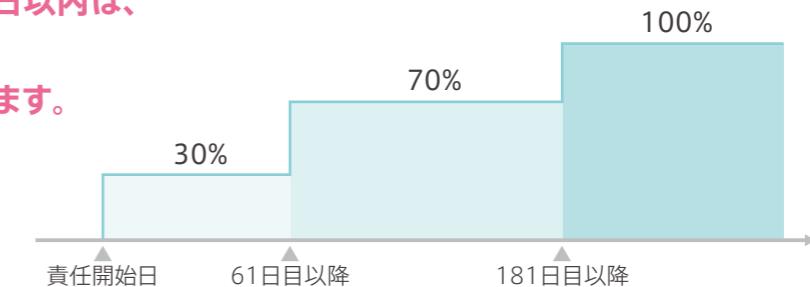
保険期間中に発生した保険金の合計額は、合算して80万円が限度となります。

右に記載のいずれかに  
該当する場合は  
ご加入いただけません

- ① 疾病による入院中である場合
- ② 疾病による入院予定がある場合
- ③ 特定7種の女性疾患による加療中である場合

!  
責任開始日から180日以内は、  
経過期間に応じ、  
支払金額が削減されます。

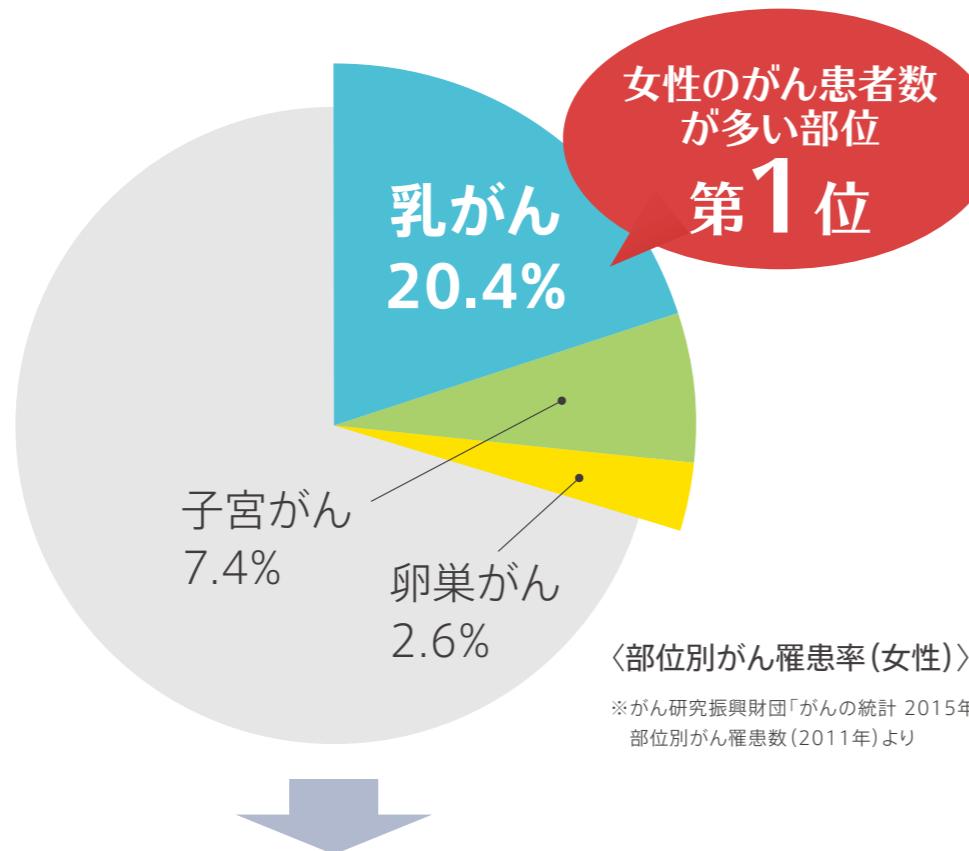
▶ P.6をご確認ください。



# 医療環境

ご存知ですか？

がん患者(女性)の約3割<sup>\*</sup>が  
女性特有のがんに罹患されています。



「なでしこ保険」であれば、女性特有のがんを含めて7つの病気を保障



#### 保障の対象となる病気

【がん】	乳がん	子宮体がん	子宮頸がん	卵巣がん
【がん以外】	子宮平滑筋腫	子宮内膜症	卵巣のう腫	

女性特有のがんに対する保障だけでなく、  
リスクが高い特定の病気から  
女性をしっかりサポート！

病気と診断された場合、  
治療費や入院費の他にも、  
様々なことに費用がかかります…

#### 入院中に…

- ◆手術専用の衣類や術後の治療に必要な備品
- ◆差額ベッド代
- ◆テレビ・洗濯・電話代などにかかる生活費
- ◆子どものお弁当や家族の食事



#### 入院前に…

- ◆衣類やタオル、洗面用具など、入院の際に準備しておきたい備品の費用
- ◆緊急時のタクシー代

#### 入院後に…

- ◆お見舞に来て下さった方へのお返し

「なでしこ保険」であれば、入院日数や手術に関係なく一時金を受け取れるので、使い道を自由に選ぶことができます！

#### 7つの女性疾患それぞれの症状

##### 【がん】

###### ① 乳がん

乳房部にできるがんで、女性では、大腸がん、肺がん、胃がんと並んで高い死亡率で知られています。しかし、早期に発見できればできるほど治癒率が高まる、深刻化する前に早期発見に努めたいがんです。

###### ② 子宮体がん

子宮体部の粘膜から発生するがんのことを子宮体がんといいます。月経とは無関係な不正出血があり、おりものや腹痛がある場合は子宮体がんのサインである可能性もあります。

###### ③ 子宮頸がん

子宮の入り口にできるがんです。自覚症状がほとんどなく、進行すると子宮摘出に至ることもある危険な病気です。

###### ④ 卵巣がん

無症状のうちに進行する「沈黙の腫瘍」とも言われ、発覚したときには既に転移していることがあるがんです。卵巣は、排卵の度に組織がはがれ、修復されます。その際、組織があやまった形で修復されるとがんになると考えられています。

##### 【がん以外】

###### ⑤ 子宮平滑筋腫

子宮の筋組織に発生する良性(がん性のない)腫瘍です。子宮筋腫は、子宮平滑筋腫(へいかつきんしゅ)、子宮線維筋腫(せんいきんしゅ)とも呼ばれています。自覚症状がない場合が多いものの、不妊や流産の原因になることもあります。定期検診での早期発見に努めたい病気です。

###### ⑥ 子宮内膜症

通常は子宮内にしかないはずの子宮内膜の組織が、卵巣や卵管などの子宮以外にできる病気です。月経期間中に排便時の痛みや下痢があったり、頭痛や吐き気、嘔吐、発熱などが起こることがあります。

###### ⑦ 卵巣のう腫

卵巣内に液体や脂肪がたまってしまう、触るとやわらかい腫瘍のことです。進行し、のう腫が肥大していくと、外側から触れて気づいたり、腹痛や腰痛、頻尿や便秘などが生じます。

## お申込みの前に

## 必ずご確認ください

## 無告知型女性特有疾病一時金保険 特にご確認いただきたい事項

ステップ3は、この保険のご契約に際し、お客さまに十分に内容をご理解・ご了承いただきたい重要なことがらが記載されています。必ずお読みいただきお申込みください。また本書面につきましては、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。「重要事項説明書」および「ご契約のしおりー普通保険約款」とあわせてその内容を十分にご確認いただいたうえでお申込みください。

## 1.保険契約者（お申込人）

保険契約者は保険契約締結後、保険会社との契約上の権利と義務（保険料お支払い義務）を持つ方をいいます。

## 2.被保険者（保険の対象となる方）

被保険者は保険の対象となる方をいいます。

## 3.お申込み手続き

お申込み手続きの際にご記入いただく内容は、保険会社との契約内容を定め、ご契約に際して重要な事項をお知らせいただく大切なものです。必ず保険契約者が自身が記載のうえ被保険者は保険のご承諾とあわせてお手続きいただきますようお願いいたします。必要事項が記載されていない場合や事実と相違している場合には、ご契約が解除となることまたは保険金をお支払いできないことがございますので、十分にご注意ください。

## 4.ご契約をお引き受けできない主な場合

- ①疾病による入院中である場合
- ②疾病による入院予定がある場合
- ③特定7種の女性疾患による加療中である場合

## 5.保険料率について

この保険は健康状態を告知していただく必要のない無告知型の医療保険のため、病気の保障部分に関し、割増された保険料率が適用されています。健康状態についての詳細な告知をいただくことにより、保険料の割増のない他の医療保険にご契約いただける場合があります。

## 6.商品のしくみと保障内容について

## 【特徴】

この保険は、告知不要で、年齢にかかわらず一律保険料で加入できる、被保険者が女性特有の7種類の疾患に罹患し下記支払事由に該当したときに女性特有疾病一時金と特定年代に対する割増一時金が支給される保険です。

## 【保障の内容について】

## ①保険金をお支払いする場合

被保険者が責任開始日以降に、子宮頸がん、子宮平滑筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、卵巣がん、乳がんまたは子宮体がんに罹患し下記支払事由に該当した場合に「女性特有疾病一時金」および特定年代に対して「割増一時金」を支給します。

## (1) 支払事由

## 【女性特有疾病診断一時金:5万円】

被保険者が責任開始日以降の保険期間中に発症した疾病が女性特有の7種の疾病的いずれかと診断確定され、かつ、当該疾病を直接の原因として次のいずれかに該当したとき

- ①初めて治療（入院しての治療を含みます。以下同じ。）を受けた場合
- ②前回の支払事由が発生した日から起算して180日を経過した日以降に入院した場合

## 【割増一時金:5万円】

女性特有疾病一時金が支払われる場合で、その直接の原因となった疾病が、年代別に定めた特定3種の疾患に該当する場合。なお、年代の判定にあたっては治療または入院を開始した時点の年齢を用います。

## ①保険金額

女性特有疾病一時金:5万円、割増一時金:5万円＊  
年代、疾病別に次の金額になります。

	20代	30代	40代以上
子宮頸がん	10万円	10万円	5万円
子宮平滑筋腫	5万円	10万円	5万円
子宮内膜症	10万円	5万円	5万円
卵巣のう腫	10万円	10万円	5万円
卵巣がん	5万円	5万円	10万円
乳がん	5万円	5万円	10万円
子宮体がん	5万円	5万円	10万円

\* 割増一時金:5万円について、年代の判定にあたっては治療または入院を開始した時点の年齢を用います。

ただし、当社の定めた期間内に、被保険者に支払事由が発生した場合、責任開始日からその日を含めて保険金の支払事由が発生したときまでの経過期間に応じ、各保険金の種類ごとに定めた支払額に次表に定める割合を乗じた金額を女性特有疾病一時金および割増一時金（以下あわせて「保険金」といいます。）として支払います。

責任開始日からの期間	支給割合
60日まで	30%
61日から180日まで	70%
181日以降	100%

## ②保険金をお支払いできない主な場合

- i . 保険期間の満了した後に、支払事由に該当したとき
- ii . ご契約の失効の場合  
※保険料のお払込みがなかったためご契約が効力を失っている間に、保険金のお支払事由が生じた場合は、保険金のお支払をいたしません。
- iii . 保険契約者、被保険者または保険金受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人にこの保険契約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合や、保険契約者・被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合

## ③保障の対象となる方（被保険者）

契約のご加入は、日本国内に居住している満20歳から79歳（保険始期現在）までの女性の方が対象となります。

## ④保険料払回数・保険料： 年1回（年払）または12回（月払）

保険料は、年齢にかかわらず一律です。

年払保険料 4,000円	月払保険料 400円
--------------	------------

## ⑤保険料の払込経路

払込経路はクレジットカード払、当会社指定提携金融機関等の口座振替による払込、および当会社指定口座への払込（年払のみ）とします。

\* 払込方法および領収日は次のいずれかとなります。

クレジットカード払	クレジットカード会社の決済日となります
口座振替払	27日（非営業日の場合は翌営業日）
当社指定口座への払込（年払のみ）	指定口座への着金日

⑥保険期間： 保険期間は1年です。

⑦付加できる特約について： 付加できる特約はございません。

⑧消滅について： 被保険者が死亡した場合には、保険契約は死亡日に消滅します。この場合、未経過保険料に相当する額を返戻します。

⑨同一被保険者の保険金限度額： 一保険期間について80万円が限度となります。

⑩その他（複数契約の可否等）： 同一の被保険者について、複数の契約は引き受けません。

## 7.満期返戻金・契約者配当金について

この保険契約には満期返戻金、契約者配当金はありません。

## 8.クーリング・オフ

この保険契約は、保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

## 9.責任開始日

当該保険契約は保険契約の申込みと保険料の受領によって成立します。当社所定の保険契約申込書類が当社に到着したときをもって申込みがあったものとします。

月払の場合は第1回保険料、年払の場合は初回保険料が入金され、審査の結果保険契約を当社が承諾した場合、承諾日が責任開始日になります。

また、当社が保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料または初回保険料が入金された場合、第1回保険料または初回保険料入金日が責任開始日になります。なお、クレジットカードの場合はそのカードのオーソリゼーション取得日を、口座振替の場合は当社の定めた日を第1回保険料または初回保険料入金日とします。指定口座への払込（年払のみ）の場合は、口座着金日を、初回保険料入金日とします。

## 10.事故が発生した場合

当社は保険金請求に必要な書類が当社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金を支払います。

上記にかかわらず、保険金等を支払うために確認が必要な場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時までに当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、当社の定める事項の確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、当社が請求を受け付けた日から60日を経過する日までに保険金を支払います。

保険金等を請求する権利は、支払または払戻の事由が発生した時から3年間行使しなかった場合には、消滅しますのでご注意ください。

## 11.保険契約の更新

当社は保険期間満了日の2か月前までにご契約者に保険契約の更新案を行います。ご契約者より保険期間満了日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り保険期間満了日の翌日にこの保険契約は更新されます。

更新保険料は更新日の属する月の末日までに払込むことを要します。この場合、払込予定期間は更新日の属する月の月末日になります。更新保険料の払込みがなされないまま払込予定期間を経過したときは、払込予定期間満了日の翌日にこの保険契約は失効します。

ただし以下の場合はご契約の更新はありません。

- i . 更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいう。）における被保険者の契約上の年齢が80歳以上である場合
- ii . 更新日において当社がこの保険契約を取り扱っていない場合

当社は当社の定めるところにより更新時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、当社の定めるところによりご契約者に予め通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。

## 12.解約と返戻金

保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。年払契約の場合、解約日の前日が属する月の翌月以降の保険期間満了日までの分を月割計算で返戻いたします。月払契約の場合、解約返戻金はありません。ただし、解約日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。

## \*被保険者による解約

被保険者と保険契約者が異なる場合において、次のいずれかに該当するときは、被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解約する事を求めることができます。

- ①保険契約の被保険者となることについての同意をしていないかった場合
  - ②保険金の請求について、詐欺を行いましたは行おうとした行為のいずれかがあった場合
  - ③他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - ④②および③の他、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意したことについて著しい変更があった場合
- 保険契約者は①から⑤までの事由がある場合において被保険者から解約の請求があった時は、保険契約を解約しなければなりません。

## 13.女性特有疾病の定義および診断確定

- 1.この保険契約において女性特有疾病とは、下記の表に定める疾患有ります。
- 2.女性特有疾病的診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

基本分類コードは厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
子宮頸がん	
子宮頸（部）の悪性新生物	C53
子宮頸（部）の上皮内がん	D06
子宮平滑筋腫	D25
子宮内膜症	N80
卵巣のう腫	D27
卵巣がん	C56
乳がん	
乳房の悪性新生物	C50
乳房の上皮内癌	D05
子宮体がん	
子宮体（部）の悪性新生物	C54
子宮の部位不明の悪性新生物	C55

# 「なでしこ保険」のよくあるご質問



ご質問



ご回答

## 【保障の対象について】

**Q** 子宮がんは、  
部位が特定できないものについても  
保障の対象になりますか？

**A** はい、保障対象となります。  
子宮体がんの保障範囲に含まれております。

**Q** チョコレートのう胞は、  
保障の対象になりますか？

**A** はい、保障対象となります。  
子宮内膜症の保障範囲に含まれております。

**Q** 7種の疾病で経過観察中に加入した  
場合、経過観察中の疾病は保障の対  
象になりますか？

**A** いいえ、保障の対象となりません。  
完治後にご加入いただければ、保障の対象となり  
ます。(経過観察中は加療中に含まれるため、ご加  
入いただけません)

## 【保険金のお支払いについて】

**Q** どのタイミングで保険金の請求が  
できますか？

**A** 診断確定し、かつ初めて治療（入院しての治療を  
含みます。）を受けた時点でご請求いただけます。  
この場合、入院前であってもご請求いただけます。  
(本冊子P.6 6-(1)支払事由 参照)

**Q** 保険金請求時に何が必要ですか？

**A** 弊社にてご用意しております請求書、診断書を記載  
していただく必要があります。

**Q** 保険金請求から入金されるまで  
どれくらいかかりますか？

**A** 弊社に書類が不備なく到着した日の翌日から、  
その日を含めて5営業日以内でのお支払となります。  
(調査が入った場合は、お支払が遅れることがございます)

このパンフレットは、ご契約時に特にご確認いただきたい事項を説明したものです。いずれのページ  
も必ずご一読いただき内容をご確認のうえお申込みいただきますとともに、ご契約後も大切に保管く  
ださいますようお願い申しあげます。詳細は保険約款になりますが、保険金のお支払い条件・ご契約  
手続き・その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または当社までご照会ください。

### 本冊子について

- ・2016年12月1日現在のものです。
- ・保険料が変わる場合があります。

募集代理店

〈引受少額短期保険会社〉 登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第17号



さくら少額短期保険株式会社

〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目16番13号 光ビル

☎0120-117-873 TEL:03-5951-1090

FAX:03-5951-1085 <https://www.sakura-ssi.co.jp/>